

平成28年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（11月30日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第25号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
表決	4
議案第26号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
表決	5
議案第27号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
質疑	6
鎌内つぎ子君	6
（答弁）瀬戸事務局長兼総務課長	7
鎌内つぎ子君	7
（答弁）瀬戸事務局長兼総務課長	7
鎌内つぎ子君	7
（答弁）千葉消防本部管理課長	7
鎌内つぎ子君	7
（答弁）千葉消防本部管理課長	7
鎌内つぎ子君	8
（答弁）千葉消防本部管理課長	8
鎌内つぎ子君	8
（答弁）千葉消防本部管理課長	8

鎌内つぎ子君	8
(答弁) 大久保消防長	9
鎌内つぎ子君	9
(答弁) 瀬戸事務局長兼総務課長	9
鎌内つぎ子君	9
(答弁) 瀬戸事務局長兼総務課長	9
鎌内つぎ子君	9
(答弁) 瀬戸事務局長兼総務課長	9
表決	10
閉会	10

平成28年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成28年11月30日（水）

午前10時00分開会～午前10時25分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第25号 教育委員会委員の任命について
- 第4 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第27号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第25号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|-------|
| 1番 | 門間 忠 君 | 2番 | 八木吉夫君 |
| 3番 | 鎌内 つぎ子 君 | 4番 | 木村和彦君 |
| 5番 | 関 武徳 君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 下山孝雄君 |
| 9番 | 伊藤 淳 君 | 10番 | 米木正二君 |
| 11番 | 遠藤 积雄 君 | 12番 | 門田善則君 |
| 13番 | 吉田 眞悦 君 | 14番 | 藤田洋一君 |
| 15番 | 山岸三男君 | | |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

管 理 者	伊 藤 康 志 君	副 管 理 者	猪 股 洋 文 君
副 管 理 者	早 坂 利 悦 君	副 管 理 者	大 橋 信 夫 君
副 管 理 者	相 澤 清 一 君	副 管 理 者	大 場 敬 嗣 君
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	瀬 戸 晃 君	教 育 次 長 兼 総 務 課 長	林 達 也 君
消 防 本 部 長	大 久 保 記 一 朗 君	消 防 本 部 長	早 坂 久 寿 君
消 防 本 部 長	千 葉 博 之 君		

7 議会事務局出席職員

事 務 局 長	玉 澤 永 吉 君	議 事 係 長	佐々木 聡 君
主 査	米 澤 美 紀 子 君	総 務 課 長 補 佐	川 鍋 正 敏 君
総 務 課 総 務 企 画 係 長	高 橋 正 樹 君		

会 議 の 経 過

開 会

午前10時00分

○議長（門間 忠君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成28年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（門間 忠君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（門間 忠君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。8番下山孝雄議員、12番門田善則議員の二人にお願いします。

地方自治法第121条の規定によりお手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（門間 忠君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 議案第25号 教育委員会委員の任命について」

○議長（門間 忠君） 日程第3 議案第25号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第25号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会委員に高森孝司氏を最適任者と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、議案第25号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を

賜りますようお願い申し上げます、御説明といたします。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。
これから議案第25号を採決をいたします。
お諮りをいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第25号教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

「日程第4 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（門間 忠君） 日程第4 議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料をお開き願います。

本年8月8日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月24日に公布されました。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として組合の現状及び構成市町の状況などを鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条及び第2条につきましては職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1点目は給料表の改正で、採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改正、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定するものであります。平均改定率は0.2%であり、平成28年4月1日から適用いたします。

第2点目は、扶養手当について、配偶者に係る手当額を1万3,000円から6,500円に引き下げ、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げるものであります。また、

配偶者がいない場合の子1人に係る手当額を1万1,000円から1万円に引き下げ、同じく父母等1人に係る手当額を1万1,000円から6,500円に引き下げるものであります。施行日は平成29年4月1日ですが、経過措置として、平成29年度については、配偶者に係る手当額は1万円、子に係る手当額は8,000円、配偶者がいない場合の父母等1人に係る手当額は9,000円となります。

第3点目は、勤勉手当について年間0.1月分を引き上げるものであり、今年度については12月勤勉手当を0.1月分、来年度以降は6月、12月とも0.05月分を引き上げるものであります。

また、同様に再任用職員の勤勉手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月勤勉手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.025月分を引き上げるものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.1月分を引き上げるものであります。今年度については12月期末手当で0.1月分、来年度以降は6月、12月とも0.05月分を引き上げるものであります。

以上、議案第26号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（門間 忠君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

「日程第5 議案第27号 平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)」

○議長(門間 忠君) 日程第5 議案第27号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算第2号を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者(伊藤康志君) 議案第27号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

お手元の議案書の11ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、款項の区分及び当該区分ごとの金額は12ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、平成28年度補正予算に関する説明書について御説明いたします。

議案第26号で申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の増額と職員の退職や人事異動及び制度改正による共済費の減額など、歳出予算の組み替えを行うものであります。なお、各款項目の職員人件費につきましては説明を省略させていただきます。

1款1項議会費で8万円の減額補正、2款1項総務管理費は給与改定に伴う人事給与システムの改修業務委託料として25万4,000円の増額、財政調整基金費で積立金7,818万6,000円の増額は今回の給与改正に伴う歳出予算の組み替え調整で生じた不用額を積み立てるもので、合わせて7,733万円の増額補正であります。

3項監査委員費で10万円の減額補正、3款1項児童福祉費で813万円の減額補正、4款1項衛生管理費で242万円の減額補正、3項清掃費ではごみ処理施設管理運営費で2,630万円の減額、し尿処理施設管理運営費で48万円の減額など、合わせて2,678万円の減額補正であります。

5款1項消防費で3,915万円の減額、6款1項教育総務費で67万円の減額補正であります。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(門間 忠君) これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番(鎌内つぎ子君) 議案第27号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について質疑をさせていただきます。

今回、人勸により勤勉手当、給与が上がるということなのにもかかわらず、なぜ今回、特別

職13万4,000円の減額、一般職の行政職3,898万5,000円の減額、消防職3,915万円の減額、単純労務職17万1,000円の減額、合計で7,844万円の減額の理由について、先ほど退職や人事異動とかもろもろありましたけれども、詳しくそれぞれお尋ねいたしたいと思います。

○議長（門間 忠君） 瀬戸事務局長。

○事務局長兼総務課長（瀬戸 晃君） それでは、お答え申し上げます。

人件費につきましては、給与改定に伴い給料で約420万円、職員手当で1,353万3,000円の増額となります。したがって、議員お尋ねのとおり増額とすべきところではございますが、しかしながら、今年度の当初予算編成時と比較いたしまして、事務局職員で退職者が1名、派遣職員の帰任により1名、再任用職員が2名、それぞれ減っております。また、消防職員においては中途退職者が3名、育児休業により1名が減となっております。さらには、共済費において共済組合に支払う追加費用の負担率が下がったことにより、及び年金制度の一元化に伴い標準報酬制へ移行したことなどから減額となり、総額では7,844万円の減額となったところでございます。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今、行政職員の4人、再任用2人、派遣1人、退職が1人ということでありましたけれども、そのままあと職員は増にしないで大丈夫なんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 瀬戸事務局長。

○事務局長兼総務課長（瀬戸 晃君） 今年度につきましては職員の中途の採用については行っておりませんが、その件につきましては、29年度当初の段階で対応すべく、現在、職員の2次試験等も終わり、さらには再任用職員、非常勤職員の採用等について検討しているところでございます。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） わかりました。

次に、消防職なんですけれども、消防職については、今、具体的に退職の方とか言われたけれども、年齢層はどうなっているのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 千葉管理課長。

○消防本部管理課長（千葉博之君） ただいまのお尋ねの御質問にお答えいたします。

年齢層につきましては、50代の職員が1名、40代の職員が1名、20代の職員が1名、計3名となっております。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） この中途退職なんですけれども、要因は何でしょうか。

○議長（門間 忠君） 千葉管理課長。

○消防本部管理課長（千葉博之君） 50代の職員につきましては死亡退職されております。残りの2名の職員につきましては、20代と40代で、いずれも自己都合による退職となっております。

ます。中途退職2名の理由といたしましては、20代の職員につきましては、消防以外に新たな目標ができてそれに挑戦したいという理由でございました。また、40代の職員につきましては、家庭の事情ということでありました。両名とも優秀な職員でありましたので慰留いたしましたでしたが、本人の意志がかたく、9月30日付で退職いたしております。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 私が広域議員をやっていた平成21年ころには消防の給与が下から数えたほうが早いぐらいだったんですけれども、今の現状はどうなんでしょうか。

○議長（門間 忠君） 千葉管理課長。

○消防本部管理課長（千葉博之君） 過去には県内各消防本部と比較いたしまして平均給料が低いという事実はございました。これまで組合議員皆様の御指摘と御指導を賜りながら、給与規則、昇給昇格基準の一部を見直しを図りながら改善に努めてまいりました。その結果、現在、当消防本部と同じく行政職給料表を適用している消防本部との比較では、同等もしくは上回っている状況にあります。そのことから改善は図られているものと認識しております。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） それは平均か同等か上回っているということで、すごい、やっとな変わったんだということで喜ばしい、私は喜んでおりますけれども、初任給はどうなんでしょうか。高校卒、大学卒、短大とかいろいろあるんですけれども、初任給はどうなんでしょうか。県内の中ではどこら辺に位置しているのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 管理課長。

○消防本部管理課長（千葉博之君） 先ほどもお答えしましたとおり、当消防本部におきましては行政職給料表を適用しておりますが、県内において初任給が異なる消防職給料表を適用しているのは12本部中5消防本部でございます。行政職給料表と消防職給料表の初任給を比較しますと、高卒で約1万6,000円、大卒で約1万8,000円の差がございます。当消防本部では、これまで構成市町と同じ行政職給料表を適用されているものであります。全国の消防本部における給料表を見ますと行政職給料表の適用が約80%弱を占めており、実態といたしましては、消防本部規模や職員数、それぞれの市町村によって給料表を適用している状況でございます。今後、社会情勢などを見きわめながら適正に対応してまいりたいと考えております。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今、実際には、高校卒業は差は1万6,000円だよと、ほかの高いところに比べれば1万6,000円、大学は1万8,000円だよと、差があるということでありましたけれども、やっぱりその差をなくしていく努力をしていかないと、今の消防の人たちはやはり24時間体制で市民の安全を守っていらっしゃっているんですよ。そして、途中でやめて、自己都合であれ家庭の事情であれ、ほかの仕事、今の消防よりいくてそっちに行くということにならないような努力をぜひしていただきたいなど。優秀な職員であるならば、本当にそのようにやめてなんていくはずないんですよ。やはりそれに見合った、県内のそういう初任

給は退職，ボーナス，全部に引き継ぐんですよ，これは。だから，初任給をやっぱり県内に合わせて，そういう努力を次に，来年に向けて，いつに向けてということないですけども，そういう検討はぜひしていただきたいなと思いますけれども，そこら辺再度お伺いいたします。

○議長（門間 忠君） 大久保消防長。

○消防本部消防長（大久保記一郎君） ただいまの御説明を申し上げましたところでございますけれども，当消防本部におきましてもやはり行政職を適用しております。先ほどもお話ししましたけれども，全国的な80%近くの消防本部も同じように行政職を適用しています。その行政職の中での初任給になります。ただ，議員さんがおっしゃるとおり，我々についてもやはりそういう社会情勢を見ながらこれからは研究してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（門間 忠君） 3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） はい，わかりました。ぜひそのようにですね，それに見合った，優秀な職員がやめないような，そういう手だてをとっていただきたいなと思います。それでは次に，非常職は今回人勸によって勤勉手当，それから給与のほうの値上げはあるのでしょうか。

○議長（門間 忠君） 瀬戸事務局長。

○事務局長兼総務課長（瀬戸 晃君） 非常勤職員の賃金の関係につきましては私どものほうからお答えしたいと思います。

今回給与を改定することに伴いまして，非常勤職員の賃金を上げればよろしいところなんですけれども，非常勤職員につきましては，例年4月1日付で給与の見直しをやる時はやるというふうにしておりますので，今回は見直しについては考えておりません。

○議長（門間 忠君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 非常勤職員は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（門間 忠君） 瀬戸事務局長。

○事務局長兼総務課長（瀬戸 晃君） 現在，非常勤職員につきましては26名でございます。

○議長（門間 忠君） 鎌内議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 非常勤職員の雇用についても，安定的に働いてもらうということになると，やっぱりきちんと上げる必要があるんじゃないかなと思いますけれども，今後の予定は。

○議長（門間 忠君） 瀬戸事務局長。

○事務局長兼総務課長（瀬戸 晃君） 今後の予定についてはまだ未定でございますけれども，本年の4月には1%上げております。（「終わります」の声あり）

○議長（門間 忠君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（門間 忠君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号平成28年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会

午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年11月30日

議 長 門間 忠

署 名 議 員 下山 孝雄

署 名 議 員 門田 善則